

お知らせ

固定資産税・都市計画税(第2期分)納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限は、8月1日(月)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について

問合 なんば市税事務所 固定資産税グループ

TEL (土地)4397-2957 (家屋)4397-2958

※問い合わせ可能日、可能時間
(平日9時～17時30分(金曜日は9時～19時))

固定資産税(償却資産)について

問合 船場法人

市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ

TEL 4705-2941 FAX 4705-2905

※問い合わせ可能日、可能時間(平日9時～17時30分)

個人市・府民税に関する
税務調査を実施します

昨年度にお勤め先からの給与支払報告書や所得税の確定申告書の提出があった方で、今年度の申告がない方などを対象に、個人市・府民税の申告書をお送りしますので、申告が必要な場合は指定の期日までに提出ください。

また、申告などの内容や収入・所得の状況、事務所の開設状況などについて、市税事務所から文書や電話または訪問(徴税吏員証を携帯)による税務調査を実施しますのでご協力をお願いします。

問合 なんば市税事務所

市民税等グループ(個人市民税担当)

TEL 4397-2953 ※問い合わせ可能日、可能時間
(平日9時～17時30分(金曜日は9時～19時))

後期高齢者医療制度の改正にともない、
7月(水色)と9月(黄色)に被保険者証を送付します。
また、7月に保険料決定通知書を送付します。

後期高齢者医療制度の対象の方に、被保険者証(水色)を7月上旬に送付します。被保険者証(水色)の配達時に不在の時は郵便局に保管され、お知らせが投函されます。7月中に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、区役所保険年金業務担当までお問い合わせください。なお、現在の被保険者証(桃色)は8月1日(月)から使えなくなりますのでご注意ください。

10月の制度改正により、住民税課税所得が280,000円以上の方で一定以上の所得の方は、現役並み所得者(3割負担)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。この制度改正の影響により、令和4年については、9月にも新しい被保険者証(黄色)を送付します。

2割負担になる方は、施行後3年間は外来の月々の負担増加額が最大3,000円までとなる配慮措置があります。詳しくは、7月の被保険者証送付時に資料を同封いたしますので、ご確認をお願いします。

また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月21日(木)頃に送付します。保険料を年金からお支払いされている方は、口座振替による納付方法が選択できますので、お問い合わせください。

問合 区 窓口サービス課(保険年金) TEL 6647-9956 FAX 6633-8270

ネットで便利!大阪市税

市税の納付について、スマートフォンなどからインターネットを利用した便利なサービスをご案内します。

●Web口座振替受付サービス

大阪市税の口座振替・自動払込をパソコン・スマートフォン・タブレット端末からお申込みできます。対応金融機関などについては、大阪市ホームページからご確認ください。

●スマートフォンなどを利用した納付方法

コンビニエンスストア収納用バーコードが印刷された納付書で、キャッシュレス決済アプリ(PayPay、auPAY、LINE Payなど)による納付ができます。また、大阪市税クレジットカード納付サイトからクレジットカードによる納付も可能です(Apple Payも利用可)。

その他の対応アプリや納付方法の詳細については、大阪市ホームページからご確認ください。



●「納期限のお知らせ」メール配信

大阪市メールマガジンに登録したパソコンや携帯電話に、大阪市税の納期限1週間前および前日に納期限をメールにてお知らせします。納付のうっかり忘れを防止するためにも、ぜひご登録ください。

問合 財政局税務部収税課収納管理グループ

TEL 6208-7783 FAX 6202-6953

※問い合わせ可能日、可能時間(平日9時～17時30分)

国民健康保険高齢受給者証を
更新します

大阪市国民健康保険に加入の70歳から74歳の方に7月下旬までに新しい高齢受給者証を送付します。

現在のものは8月から使用できなくなります。7月中に届かない場合は、区役所保険年金業務担当までお問い合わせください。

問合 区 窓口サービス課(保険年金)

TEL 6647-9956 FAX 6633-8270



国民年金基金のご案内

国民年金基金は、国民年金に年金を上乗せする公的な制度です。国民年金の第1号被保険者(自営業などの方)で保険料を納めている20歳以上60歳未満の方や、60歳以上65歳未満の方、海外居住されている方で国民年金に任意加入している方が加入できます。

掛金は、年末調整や確定申告の際、社会保険料として全額が所得から控除されます。また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されるなど、税制面で優遇措置があります。

問合 全国国民年金基金 大阪支部

TEL 0120-65-4192

※問い合わせ可能日、可能時間(平日9時～17時30分)

全国国民年金基金 大阪支部

検索

介護保険料決定通知書および
介護保険負担割合証を送付します

●介護保険料決定通知書について

65歳以上(介護保険の第1号被保険者)で、年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に、介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

また、口座振替や納付書などで保険料を納めていただいている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

●介護保険負担割合証について

要介護・要支援認定を受けている方および総合事業の事業対象者の方全員に、令和4年8月から令和5年7月に介護サービスなどを利用した際の自己負担割合(1割から3割)を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。

介護サービスなどを利用する際に、「介護保険被保険者証」と併せてサービス提供事業者に提示をお願いします。

問合 区 保健福祉課(高齢者支援)

TEL 6647-9859 FAX 6644-1937

7月は“社会を明るくする運動”
強調月間です
(第72回“社会を明るくする運動”)

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した方たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための全国的な運動で、浪速区でも取り組んでいます。

日時	場所	内容
7月9日(土) 13時30分～ (13時開場)	浪速区民 センターホール	なにわ区民のつどい 無料 (中学生による吹奏楽演奏会)
7月1日(金) ～29日(金)	浪速区役所1階 区民ギャラリー	区民ギャラリー展示 (“社会を明るくする運動”に 関する展示)

問合 “社会を明るくする運動”浪速区実行委員会

TEL 6647-9743 FAX 6633-8270

※広告の内容など、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨などとするものではありません。